

利用停止請求書

受付番号

記入不要

1 令和5年5月1日

2 実施機関名

練馬区長

(ふりがな)

ねいま たろう

氏名

練馬 太郎

3

住所または居所

東京都練馬区

〒111-1111

豊玉北6-12-1

電話090(0000)0000

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

4

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

令和5年4月2日

5

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

開示決定通知書の文書番号：5練総情第〇号
日付：令和5年4月1日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：〇〇記録（申請日：令和3年10月1日 〇〇 〇〇分）

6

利用停止請求の趣旨および理由

(趣旨)
第1号該当 → 利用の停止、消去
第2号該当 → 提供の停止
(理由) 〇〇について事実と異なるため

7

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

8

2 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

【各項目の説明】

1	「記入日」 請求書を記入する日を記載してください。
2	「実施機関名」 利用停止を請求する個人情報を保有している実施機関名を記載してください。 ※練馬区教育委員会の部署が保有する個人情報の利用停止を請求する場合には、「練馬区教育委員会」と記載してください。
3	「氏名」「住所または居所」 本人の氏名および住所または居所を記載してください。記載された氏名および住所または居所に利用停止決定通知等を送付することになりますので、正確に記載してください。また、電話番号（携帯電話も可）を記載してください。
4	「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」 保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。 ※利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。
5	「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の開示決定通知書の文書番号、日付、名称等を記載してください。
6	「利用停止請求の趣旨および理由」 (1) 利用停止請求の趣旨 「第1号該当」、「第2号該当」のいずれにチェックしてください。また、「利用の停止」または「消去」のいずれかにレ点を記入してください。 ◆「第1号該当」…第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第64条の規定（適正取得）に違反して

【裏面があります】

だ 3	【この欄は法定代理人または任意代理人が請求する場合のみ記載してください】
4	<h1 style="color: blue;">記入不要</h1>
5	□その他 ()

	<p>取得されたものであるときまたは第69条第1項および第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるとき</p> <p>◆「第2号該当」…第69条第1項および第2項の規定（目的外提供制限）または第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるとき</p> <p>(2) 利用停止請求の理由</p> <p>利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。</p>
7	<p>「利用停止請求者」</p> <p>「本人」欄にチェックをしてください。</p>
8	<p>「請求者本人確認書類」</p> <p>(1) 来所による利用停止請求の場合</p> <p>提示または提出する本人確認書類欄にチェックしてください。</p> <p>※来所して利用停止請求をする場合、利用停止請求書に記載された住所・氏名が記載されている本人確認書類の提示または提出が必要となります。</p> <p>(2) 送付による利用停止請求の場合</p> <p>提出する本人確認書類欄にチェックしてください。</p> <p>※利用停止請求書を送付して開示請求をする場合、利用停止請求書に記載された住所・氏名が記載されている本人確認書類を複写したものと併せて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたもの。個人番号の記載は不要です。）の提出が必要となります。</p>